

国土審議会土地政策分科会企画部会
国土調査のあり方に関する検討小委員会（第4回）

平成21年8月19日

【石川国土調査課長】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから国土審議会土地政策分科会企画部会の国土調査のあり方に関する検討小委員会の第4回の会合を開催させていただきます。

委員の皆様方にはお忙しいところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。事務局を務めさせていただきます国土調査課長の石川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは最初に、お手元に配付されております資料の確認をさせていただきたいと思えます。上から順に、議事次第と座席表、委員名簿、それから、資料1ということでございます。不足等ございましたら、お申し出いただければと思えます。また、資料の最後に、前回の議事録を配付させていただいております。この議事録につきましては、国土交通省のホームページで後ほど公開させていただく予定でございますが、もし修正等のご意見がございましたら、後ほど事務局にご連絡いただきたいと思います。

また本日、佐藤委員と若松委員はご都合によりましてご欠席されるという連絡をいただいております。

それでは、これ以降の議事運営につきまして、委員長にお願いいたしたいと思えます。清水委員長、よろしくお願いいたします。

【清水委員長】 はい、承知しました。

第4回、最終回でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って進行してまいりたいと思えますが、きょうの議事は1点でございます。国土調査のあり方に関する検討小委員会の報告書の案についてということでございます。前回までにちょうだいしたご意見等、そして、前回第3回の小委員会で参考資料としました報告書案について、皆様方から個別にご意見をちょうだいした内容等々を踏まえまして、今回最終回での小委員会での報告書案ということでございます。これについて議論いただくというのが今日の趣旨でございます。

それでは、石川課長さんからこの報告書案についての説明をお願いいたします。

【石川国土調査課長】 はい、それでは、資料1の報告書案につきましてご説明いたします。

この案につきましては、ただいま委員長からご説明がありましたように、前回の委員会でこの骨子の案をご議論いただきまして、またその後、報告書の素案につきまして意見を提出いただいております。そういうものを参考にしまして修正してございます。

特に報告書全体の構成につきましても、ごらんいただいておりますように修正を行っております。初めに構成の見直した点につきましてご説明いたしたいと思っております。先般お配りしました素案では、地籍調査と土地分類調査それぞれで章を分けまして、現状と課題とか今後の展望等について書いてございましたけれども、委員の皆様方からいただきましたご意見の中で、地籍調査と土地分類調査の記載項目につきまして、整合をとるべきであろうと。また、書き方につきまして文章が長く続いてわかりにくくなっている部分もあるので、提案の中身が鮮明にわかりやすくなるように小見出しをつけるなど工夫が必要ではないかというご指摘をいただいております。

こういうご指摘を踏まえまして、この報告書案では、地籍調査と土地分類調査を含めました国土調査全体について章立てて書いております。章立てとしましては、1番目に国土調査の現状と課題、2番目に今後の取り組みの方向性、3番目に今後講じるべき具体的方策、大きく3つの項目立てで整理してございます。

それからもう1点、特に事実関係を中心に記載している部分については、別紙としまして後ろのほうに抜き出してございます。3つございまして、別紙1として地籍調査を実施しない場合に生じるリスク。別紙2としまして、第5次十箇年計画期間中の主な取り組みをつけております。別紙3としまして、土地分類調査の概要と3つの事項につきまして後ろのほうに抜き出してございます。これによりまして本文のほうをできるだけ簡潔にしてわかりやすくしたということでございます。

それでは、本文の1ページから順を追いましてポイントについてご説明したいと思っております。1番目の国土調査の現状と課題ということで、国土調査とは、ということで地籍調査と土地分類調査の概要、またそれぞれの地籍調査の効用、土地分類調査の成果についての利用状況について概要を述べてございます。中身につきましては、これまでご説明しておりますので、改めてご説明いたしません。まず、全体の概要につきまして1番で書いていくということでございます。

それから、2ページで国土調査の実施状況としてございます。これも地籍調査の実施状

況と土地分類調査の実施状況ということで分けてございます。地籍調査の実施状況につきまして、最初のパラグラフでは、まず第5次十箇年計画で、調査の対象面積を3万4,000平方キロを対象としておりましたけれども、平成21年度末時点の実施面積は約1万6,400平方キロになると推計されていて、この第5次十箇年計画の目標に対する達成率は48%となる見込みであるということを明記してございます。

また、調査の対象面積全体に対する進捗率につきましては、21年度末では全国で49%となる見込みである。都市部では20%、山村部では41%と特に進捗がおくれているということを書いてございます。さっき申し上げました別紙2で、この第5次十箇年計画期間中の取り組みということが12ページから13ページにかけて記載してございます。

今の2ページで続けてまいりますけれども、その後に市町村の着手状況について、これは平成20年度末時点での整理をしてございますが、全国1,800市町村のうち既に完了した市町村が403、全体の22%、調査実施中の市町村が721、40%であるのに対して休止中の市町村が370、21%、未着手の市町村が306という状況であるということを書いてございます。また、地域別で見まして地方間で進捗の差が大きくなっているということにつきましても述べてございます。

それから、土地分類調査の実施状況につきまして、これは現在実施中の土地分類関連調査の概要について述べてございます。調査の詳細につきましては、別紙3、14ページに土地分類調査の概要ということで整理してございます。その後にはそれぞれの土地分類調査の実施の状況を具体的に述べてございます。20万分の1の土地保全基本調査につきましては、平成20年度で全国調査を完了している。また、垂直調査につきましても、21年度で調査がおおむね終了しているということでございます。また、5万分の1の都道府県土地分類基本調査につきましては、平成20年度末までに全国の約29万平方キロで整備されていて、未整備の地域につきましても今後完了を目指して継続して整備が進められるという記述でございます。

一番下に市町村が行います細部調査につきまして、これが一番おくれておりますけれども、第5次十箇年計画の目標面積5,000平方キロに対しましては、20年度末で1,696平方キロ、達成率34%という状況でございます。20年度末まで全体を合わせますと8,888平方キロという状況でございます。

3ページにまいります。今後取り組むべき課題ということで整理してございます。①では国土調査が抱える問題点ということで、全体的な問題点から入ってございます。

まず、国土調査を実施します主要な実施主体であります市町村で十分な実施体制が確保できないということが大きな問題点だと。その要因としましては財政状況の悪化、あるいは行政ニーズの多様化等によって予算や職員の確保が難しくなっていると。特に地籍調査につきましては、これもこれまでご説明してきましたように、調査そのものに非常に多くの時間と手間を要している。都市部では、権利意識が高い等々の問題で境界確認への協力が得にくい、あるいは山村部では土地所有者が高齢化されている、あるいは不在村になっている等で境界の確認が困難になっている等々の要因がありまして、市町村で十分な実施体制を確保できていないということが大きな問題点だろうということで初めに書いてございます。

次に、国土調査ではないんですが、公共事業とか民間の開発事業の行います測量成果につきましても、国土調査と同等の精度等を有するものにつきましては、地籍整備に有効に活用できるという仕組みがあるわけですが、これが有効に活用できていないということが2つ目の問題点として整理してございます。

また、その下に土地分類調査の問題としましては、特に近年、土地の安全性について国民の意識・関心が高まっている中で、土地本来の自然条件とか過去の改変状況等につきましては、これまでの土地分類調査の中ではそういうものについては調査はされていない。従来の調査の成果では不十分であるというところが問題点として上げてございます。

最後に「さらに」ということで、国土調査全般につきましては、土地についての非常に基礎的な情報であるにもかかわらず、内容が難しいあるいは利用しやすい形で提供されていないということで、一番下になりますが、一般国民には調査の必要性や調査そのものがあまり知られていないということが問題点として整理してございます。

そこで②番としまして、これらの問題を踏まえて、今後取り組むべき課題ということで整理してございます。1つ目には、まず地籍調査では、市町村等の負担軽減を図っていく必要がある。そのための考え方としましては、1つ目として国が基本調査——これまでも実施しておりますけれども——として実施する範囲を拡充していく、これによって市町村の負担を軽減する。2つ目としまして民間等の測量成果の有効活用を推進する。これによりまして、市町村がみずから調査する面積が縮小される等々の効果が考えられるということでございます。

それから、その下の土地分類調査につきましては、近年の社会的な要請にこたえるためにも、これまで整備されていなかった必要な情報につきまして、今後充実を図っていく、

あるいは情報を利用しやすい形で提供するなどの工夫が必要であると整理してございます。

また、一番最後に国土調査の必要性や成果の有用性について、広く国民に周知・啓発を図っていくということで、これによりまして一番最後の行になりますけれども、必要性について認識が高まることによりまして、調査への協力を得やすくなって、これもひいては調査実施の負担軽減につながることも期待できるというふうに整理してございます。

次に4ページで、今後の取り組みの方向性ということでございます。大きく4項目で整理してございまして、1番目には計画的かつ重点的整備の必要性ということで書いてございます。最初の段落では、国土調査事業の十箇年計画についての基本的な仕組みとか効果を書いてございます。国土調査事業の十箇年計画は、国土調査促進特別措置法に基づいて、国土調査の中でも特に今後10年間に緊急に実施すべき調査の事業を国土調査事業と位置づけるとともに、実施すべき地域も特定する。これによりまして重点的に国土調査の推進を図ろうとするものということでございます。

この長期計画の策定によりまして、国と都道府県、市町村等が一体となって計画的に事業を進めることができるという効果がございまして、また政府はこの計画を実施するため必要な措置を講ずるということが法律の中に明記されてございます。これによって予算等におきましても、これまで格段の配慮がされてきているということでございます。

それから、次の段落では、地籍調査におきます十箇年計画策定の必要性ということで、特に地籍調査については、その成果が不動産登記法のいわゆる14条第1項地図、その8割以上が地籍調査の成果を活用しているという現状を踏まえまして、引き続き十箇年計画を策定し、これに基づき計画的かつ迅速に地籍調査を推進する必要があると書いてございます。

また、次の十箇年計画におきまして重点化が必要であるという趣旨を書いてございます。「しかし」としまして、これまでの十箇年計画では、計画の本来の目的である重点化が十分に図られてきたとはいえなかった。その結果、緊急に事業を実施すべき地域が都市部や山村部を中心に多く残存している。また、地方間でもその進捗に大きな差が生じる状況となっている。こういう状況を踏まえまして、次期十箇年計画では、進捗のおくれている都市部や山村部を中心に調査方法や調査地域の重点化を図っていく必要があると整理してございます。

また、その下には土地分類調査についてでございますけれども、土地分類調査についても国民のニーズや社会的要請に適切に対応する調査に重点化を図るべきであるということ

で、これはこれまでご説明しました土地の安全性に関する調査のことでございますけれども、近年、土地の安全性について国民の意識・関心が高まるとともに、ハード・ソフト両面からの効果的な減災対策や成熟社会に見合ったストック形成等も求められており、そのために必要な情報の整備・提供を重点的にすべきと提起してございます。

次の項目ですけれども、十箇年計画の計画内容の見直しということでございます。これまでの現行計画もそうですが、十箇年計画では、法律の中では、十箇年計画に実施すべき国土調査事業の量を定めることとされておりまして、現行の第5次十箇年計画の中身にも、調査の面積とか基準点、測量の地点数が掲げられておりますけれども、事業の実施によって効果がよりわかりやすくなるようにするという観点から、計画目標のアウトカム指標化を図って、国民にわかりやすく提示すべきであるということを書いております。

また、特に地籍調査につきましては、調査の実施が難しい都市部とか山村部で進捗を図る必要があるということで、調査の手法につきましても、地域の特性に応じた対応が求められるということから、これまでのような全国一律の目標ではなくて、地域や調査手法別に区分したきめ細やかな目標とする必要があるとしてございます。

また、さらに、次期十箇年計画におきます計画目標の設定に当たりましては、地籍調査でいいますと、これまで第5次までであったわけですけれども、計画目標に対する実績がいずれも目標の5割前後にとどまっているということから、次期計画につきましては達成可能な目標とするよう配慮すべきであるとしてございます。

次の最後の行からでございますが、これは計画策定後にあっても事業の進捗状況についてフォローアップを厳しく行って、問題点の把握、改善に努めていく。また中間年には見直しを行うなどによって調査の進捗を図るべきということで記載してございます。

その次でございますけれども、これは地籍調査につきまして、特に地域別についてこういう計画内容の見直しを行った上で、地域別の基本的な考え方と申しますか、取り組みの基本的な方針について書いてございます。中身につきましては先般の概要、骨子にもございましたけれども、地籍調査については人口集中地区（D I D）においては、今後10年間で地籍明確化の緊急性が高い地域の半分程度の地域について、少なくとも官民境界の明確化を図るべきである。

また、山村部におきましては、森林施業の推進にも資する等の観点から緊要性の高い地域を中心に、第5次十箇年計画の実績を大幅に上回る地域で地籍の明確化を図るべきであるとしてございます。また、その他の宅地、農用地におきましては、比較的地籍調査が進

抄しているということも踏まえまして、都市周辺部におきます開発・事業実施等の観点、あるいは農地流動化の促進等の観点から、それぞれ必要性の高い地域を中心に地籍の明確化を図るべきとしてございます。

また、土地分類調査につきましては、新たに土地分類基本調査として、土地の安全性に関する調査を位置づけた上で、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区等については、国が先行的に情報を整備することが望ましいとしてございます。

こういう基本的な方針のもとで、3つ目の項目になりますが、計画実現のための施策の充実・強化ということで、まず最初の3行では基本的な考えとしまして、調査の実施主体であります市町村等の負担軽減を図るために、国が実施する基本調査の拡充や民間の活力も有効に活用するというを基本的な考え方として述べてございます。

その下、具体的には地籍調査につきましては、特に調査の対象地域につきまして精査をし、優先度を考慮して進めていくべきということで、例えば中心市街地や密集市街地など、まちづくり施策等の観点から必要性の高い地域等を優先的に調査していく必要があるとしてございます。

その上で、都市部におきましては、これもこれまでご説明しましたように通常的地籍調査に先駆けて官民境界の情報を速やかに整備する手法を導入する必要がある。これによって、市町村等の負担を大幅に軽減することができるとしてございます。

また山村部におきましては、調査の実施面積の拡大を図るために測量の簡素化、あるいは境界確認手続の弾力的運用を図るということと、さらには土地の境界に関する情報について保全を図っていく必要があるとしてございます。

次の段落につきましては、民間の開発事業等で作成されました測量成果を積極的に活用するために、19条5項の指定制度についていわば民間による地籍整備と位置づけ、その促進を図る。また調査実施主体の民間への拡大等についても検討を進めるべきとしてございます。

一番最後の3行は土地分類調査について、土地の安全性に関する情報について、土地本来の自然地形や改変履歴等の情報を整備して、災害履歴情報とあわせて総合的に提供する必要があるとしてございます。

次の6ページが一番上、4つ目の項目でございませけれども、国土調査成果の提供と利活用の促進ということで、問題点で上げましたように、これまで国土調査の成果について、あまり一般国民になじみがないということですので、国土調査の成果について広く国民に

利用してもらえよう情報をわかりやすい形で提供するとともに、その有用性を広く国民に周知・啓発していく必要があるとしてございます。また近年では、GISへの活用の観点からも国土調査の成果が、特に地籍調査の成果が有効であることが言われてございます。

そして、3番目としまして、今後講じるべき具体的方策ということで、これは地籍調査関係と土地分類調査関係で分けてそれぞれ書かれてございます。これもこれまでの委員会でご紹介したものでございます。地籍調査につきましては、全部で7項目について書かれてございます。

1番目が周知・啓発活動の強化ということでございます。これまでも地籍調査の推進に向けて周知・啓発を行ってきているところでございますけれども、初めの段落には、特に未着手や休止中の市町村に対してより一層積極的な働きかけを行うということと、研修とかアドバイザー派遣等の充実を図る必要があるというところを指摘してございます。

また一般の方、特に土地所有者の協力が得にくいということがございますので、そういう認識を深めていただくということから、いろいろな広報の手法につきまして列挙してございます。新聞広告や市町村の広報誌への掲載、説明会・研修会の開催、強化月間の設定等々、やり方としまして地籍調査を実施しない場合のリスクなどを具体的に周知するなど、対象と内容を絞り込むことにより効率的・効果的に啓発活動を実施すべきとしてございます。

②は官民境界を先行調査する手法の導入についてということで、これまでご紹介してきた中身です。特に都市部におきまして、地籍調査を最も緊急に実施すべきであるということで、通常的地籍調査による効果まではいかないまでも、一定の効果が得られるということで、7ページの上のほうになりますけれども、比較的簡易に一定の効果をj得ることができる調査手法を導入し、未対応の地域を迅速に減らしていく新たな方策を検討すべきということで、具体的にはということから官民の境界情報を地籍調査に先駆けて広範囲で整備していく。その上で、民間測量成果であります地積測量図を逐次反映していくということによりまして、これらを活用して効率的に地籍調査を完了させていく、そういう新たな手法を導入すべきであるとしてございます。

これによります期待される効果ということで3つ整理してございます。これによりますと、通常的地籍調査に比べて土地所有者等の協力も得やすくなる、これが市町村の負担軽減にもつながる。2つ目としましては、官民境界の情報を整備するだけであっても境界トラブルの軽減等が期待できると。また街区外周の情報についてのみでも民間開発事業等に

有効であると整理してございます。あと地方公共団体の内部の地籍調査担当部局以外の協力も得やすくなるということが期待されると書いてございます。

また、留意すべき事項としまして5点整理してございます。官民境界を先行して整備した成果につきまして、登記所に送付して閲覧できるようにするなど、成果が広く一般に活用できるようにすることが1つ目でございます。それから、官民境界の調査に続きます後続の地籍調査、本体事業の実施時期につきましては弾力的に取り扱うことが2点目でございます。3点目としまして、官民境界情報の調査につきまして法令上の位置づけを明確にすること。4点目としまして、この官民境界情報の整備について行政、国民の双方に対してその有効性を積極的に周知・啓発すること。5点目としましては、この実施に当たっては国として主導的な役割を果たすということで、留意すべき事項を整理してございます。

③としまして、民間等が実施する測量成果の活用。いわゆる19条5項の指定制度の活用ということでございます。8ページの上段にかけまして、現在の19条5項の指定の状況について、民間事業による成果については非常に申請が少ないという状況が書かれてございます。

これに対応するため、こういう指定を受けることで開発されました宅地等が将来にわたって境界の明確な安定した資産となることについて、民間事業者等はもとより広く国民にもわかりやすく周知する。また費用や手間に対して一定の支援措置などを行う。これによって民間業者に申請に向けたインセンティブの付与を行うことが不可欠と書いてございます。

次の括弧書きになりますけれども、調査実施主体の民間への拡大ということで、民間の活力も活用しながら国土調査を推進していくという1つの手法としましては、民間の団体について行政が指定等を行うことによって、現行でも土地改良区とか一部団体については国土調査の実施が可能となっておりますけれども、その他の民間団体でも地籍調査の実施を可能とすることも検討すべきということで書いてございます。

それから、次の括弧書きでは、これは土地所有者等みずからによる取り組みということで、一定の区域内の土地所有者等が同意すれば、行政の支援のもと土地所有者等みずから地籍調査を実施することを可能とするような仕組みや調査実施を行政に提案できる仕組みについても、今後の課題として検討すべきということで書かれてございます。

それから、④としまして、地籍調査の負担軽減のための基準点の充実ということで、地籍調査を行うに当たりましては、国で四等三角点というのを設置してございます。その状

況について最初の段落で書いてございます。特に都市部につきましては、都市再生街区基本調査によりまして、さらに密度の高い街区基準点というのを既にD I Dについては設置済みということでございます。今後、地籍調査をさらに促進していくためには、都市部、D I Dばかりではなくて、特に8ページの下から三、四行目ぐらいになりますけれども、民間開発事業等が比較的多く行われている人口集中地区周辺部において、世界測地系に基づく地籍測量図を効率的に蓄積していくためには、これらの地域にも基準点を先行して設置することが望ましいということで、基準点を設置することの充実という表現で書いてございます。

また、9ページの一番上になりますが、これら基準点を有効に活用していくためには、国とか地方公共団体がその適切な維持管理についても十分配慮していく必要があるということをご指摘してございます。

⑤としまして山村部での測量の簡素化等ということで、山村部での具体的な取り組みでございまして、3つございまして、これも先ほど出てまいりましたけれども、1つが測量の簡素化ということで、各種衛星等を使いました測量機器によりまして、あるいは新しい測量手法を用いて簡易に、効率的に測量を行っていく仕組みを導入していく。また、立ち会いにつきましては、特に土地所有者等の高齢化や地形が急峻である等によって実施が困難な場合には、筆界を確認するに足る客観的な資料が存在する場合には、現地の立ち会いまでもなくても、この筆界案によって確認ができるという手続の弾力的な運用を図るべきということで書いてございます。

また、その下でございまして、山村境界保全事業——現在、国で実施しているものでございまして、これを国土調査法に基づく基本調査として位置づけた上で、将来の地籍調査に有効に活用できるよう作業方法等の一部について見直しを行うとともに、可能な限り広範囲に境界に関する記憶や境界の目印を保全できるよう工夫する必要があるとしてございます。

⑥でございますが、所在不明者の取り扱いの見直しということで、これも前の委員会でご説明したとおりでございますが、土地所有者等の所在が不明な場合にありまして、⑥の下段落になりますが、公示送達の規定を設けた上で、土地所有者等の所在が不明な場合には、その確認が得られなくても境界を明らかにする客観的な資料が存在すれば、事前に登記所等の協議を必要とするなどの厳格な手続のもと、境界を確認することができる仕組みとすることが望ましいとしてございます。

⑦は関係機関との連携の強化ということで、まず初めに、法務省や登記所との協力について述べてございます。現在、都市部におきましては地籍調査の説明会への出席とか現地調査への協力、成果案の閲覧への協力ということで、連携が図られているわけですが、こういう仕組みについて10ページの上から2行目になりますが、今後は都市部以外の地域にも拡大すべきであるということが1つございます。それから、その3行目の後ろのほうで、また市町村等と登記所の間で電子データにより効率的に情報の受け渡しができるようにすること。それから、次が3つ目としまして、登記所で行われております登記所備付地図作成作業と地籍調査との一層の連携を図るということによりまして、より広範囲かつ具体的な連携を図っていく必要があるとしてございます。

その次の3行では、山村部の地籍調査につきまして林野庁との連携、あるいは都道府県、市町村の地籍調査担当部局と林政担当部局との連携について記述してございます。次に公共事業の担当部局との連携ということで書いてございます。

また、中ほどになりますけれども、地方公共団体の中での内部での部局間の連携が一層図られるようということで、国としても関係機関と連携しながら積極的に働きかける必要があるとしてございます。以上が地籍調査関係でございます。

その下、(2)が土地分類調査関係ということで2項目書いてございまして、①として土地の安全性に関する調査内容の充実。これも先ほど来申し上げていますが、土地の安全性についての情報について調査を実施すべきとして書いてございます。これによりまして、土地本来の自然条件に配慮した適切な土地利用への転換が図られるとともに、安全・安心な生活環境の確保や土地の効率的な利用が図られることが期待されるとしてございます。

一番最後の②で、土地分類調査成果の提供方法の充実ということで、土地分類調査の成果の提供に当たりまして、これまでの調査成果も含めてインターネットでいつでも利用できるようにする。また、GISを活用するなど提供方法の充実を図る必要があるということで整理してございます。

以下、初めに申し上げましたけれども、別紙1から別紙3まで、それぞれ地籍調査を実施しない場合に生じるリスクと第5次十箇年計画での主な取り組みの状況、一番最後のページでは土地分類調査の概要ということで整理してございます。

以上、報告書案につきましてご説明いたしました。

【清水委員長】 ありがとうございます。それでは、きょうの議題はこの1点でございます。この報告書案について、委員の皆様からの忌憚のないご意見をちょうだいしたい

と思います。いかがでございましょうか。

はい、お願いいたします。

【藤原委員】 8ページの中ごろに、土地所有者等による取り組みということで、その中ごろに先ほどちょっと説明があったんですけれども、土地所有者等みずからが地籍調査を実施することを可能とするような仕組みというのは、どういった内容のことをイメージしているのでしょうか。ちょっとこれははっきりわからないものですから、すいません、説明いただければと思います。

【藤田国土調査企画官】 ただいまのご質問でございますけれども、この内容につきましては、先般、民間の活力をもっとより有効に活用していくべきだというご議論がこの検討小委員会でもございました。そういった観点で、まず1つ目といたしましては、19条5項申請という既にある制度がございますので、それを積極的に活用していくということが1つ目として課題として掲げてございます。その中にはそういうことの重要性みたいなのをしっかり周知していくべきだというお話も盛り込ませていただきました。その上で、さらに今、森林組合などで地籍調査を実施できるようになってはいますが、そういう団体に加えてほかにもそういうのに適した団体があれば、地籍調査実施主体となることができるだろうというのが2つ目の括弧でございます。

それに対しまして、最後の土地所有者等による取り組みというのは、むしろもう少し中長期的な課題だと認識しておりますけれども、土地所有者の方々の中には、自分たちの土地の地籍調査をやってほしいと思うんだけど、いつまでたっても地籍調査に入っていないだけというご意見もいろいろ承ったりしてございます。そうした際に、実際に現状ですと土地取引をしようと思うと、自分で全部お金をかけて地籍の明確、例えば地積測量図をつくるなどして土地取引にいくわけですけれども、例えばその地域全体で皆さんで地籍調査をやってほしいというご意見があった場合、場合によってはこの所有者の方が実際に測量をしたりということではなくて、むしろ調査実施主体となって、例えば測量なり土地家屋調査士さんなりに事業の実施をお願いして、調査ができるような仕組みも検討課題としてはあるのではないかと考えて、こういう形を盛り込ませていただいたというところでございます。

【藤原委員】 将来の検討課題。

【藤田国土調査企画官】 はい。

【清水委員長】 それは費用負担とか何かイメージされているものもあるんですか。

【藤田国土調査企画官】 その費用負担につきましても、多分、こういう話までいきま
すと現行法の負担の体制というわけにもいかないということもありますので、それも含め
て大きな検討課題ということだと思っております。

【清水委員長】 はい、お願いします。

【山野目委員】 今のお答えはひとまず理解いたしました。その上でこの8ページで
話題になっている、今ご指摘のあった2つの括弧書きの関係が、私には今のご説明でもま
だ少しわからないのですが、1つ目の括弧書きに出てくる、その他の民間団体が地籍調査
の実施主体になる話と、2つ目の括弧書きで土地所有者等みずからが地籍調査を実施する
ことを可能にする仕組みとは違うものをおっしゃっていると理解してよろしいんですか。

【藤田国土調査企画官】 今、山野目先生ご指摘の上のほうの調査実施主体の民間への
拡大という部分につきましては、例えば、今、土地改良区、土地区画整理組合、森林組合
等とございますけれども、そのほかにも既に現況として地籍調査に近いような事業をやっ
ておられる団体なりがあった場合、そういった団体にも対象範囲を広げていくという選択
肢が1つにはあるだろうと思っております。そういった意味でいきますと、この上の部
分というのはかなり限定された範囲での実施主体の拡大ということになるかと思いま
すけれども、より一層普通の方でも地籍調査のまともって実施主体になれるような方向性は、
下のほうの中長期的な課題で位置づけさせていただいたと考えてございます。

【山野目委員】 次第にわかってまいりましたが、そうしますと下のほうの括弧に出て
くるこの土地所有者等がみずからというお話は、大変夢のあるお話で、すてきなお話だと
感じますが、おそらく一筆の土地を持っているたった一人の土地所有者が、自分がこの一
筆について地籍調査をするぞと叫んで、始めて、それを遂行していくということはちょっ
と考えられないので、おそらく周囲の何軒かの方々に呼びかけて、自分が住んでいるその
自分の土地の一筆を含む、少なくとも一個の街区の人たちが集まって、全く仮の名称です
けれども、地籍調査組合とでも呼ぶべきものをつくって、それに対して民間団体でも地籍
調査の成果を獲得する権限があるということを公共が認定して、成果につなげていくとい
うことがイメージされるものと考えますから、そうすると2つの括弧書きの役割分担は団
体と個人ではなくて、上のほうの括弧書きは現行制度でも存在している森林組合等の民間
団体に認めるし、下のほうの括弧は現行制度上は存在していない。このような整理になる
のではありませんか。

仮の名称で地籍調査組合などと言いましたが、そういうものも将来何かつくっていきま

しょうという、現在と将来との関係という文脈で読むともう少しわかってくるのであろうと今のお話を理解したのですが、そういう理解でもよろしいですか。

【藤田国土調査企画官】 今、細かく分けると2点ほどご意見があったと思いますけれども、1つには我々のほうといたしましても、一筆の土地について地籍調査をやることを想定はしてございません。そうしますと、今の土地所有者等による取り組みと書いてある部分の2行目に、「一定の区域内的の土地所有者等が同意すれば」ということを書いていますけれども、これは例えば不動産登記法で言う地番を付すべき地域というのがございますけれども、例えばそれぐらいの単位ごとにまとまってみんなでやりたいということであればやっていただくということもあるんじゃないかという意味合いで書いたつもりでございます。

2点目の上の部分と下の部分との兼ね合いということでございますけれども、基本的には山野目先生がご指摘のような意味合いで我々としては書いているつもりでございます、ただ、例えば上のほうの団体みたいなもの、例えば今、何らかの法人格を持っている団体でも、例えばどの団体でもそれになれるということでは多分なくて、何らか都道府県なり市町村なりが指定をする等の行為が、要するに地籍調査実施主体としてふさわしいという指定みたいな行為が必要になってくるんじゃないかということを考えてございます。

【清水委員長】 よろしいでしょうか。何か若干わかりづらいことは確かだと思うんです。ですから、具体的に最初の括弧書きでも、土地改良区、土地区画整理組合、森林組合、何らかのメリットがあるからやるわけで、それ以外に民間団体ですから、何らかのメリットがあってやるわけなので、具体的にこういうところがまだ現在の制度上はできないんだけど、それができるようにするべきだというのはわかるんですが、民間団体でもと言われると、何のインセンティブがあってやるのかなと若干疑問に思うわけです。このあたり具体的にもうちょっと書きおろすことが必要かなという気はいたしました。

あとはこれは山野目先生等のご意見をちょうだいしないとならないかと思うんですが、19条5項指定の文脈の中で、この2点の括弧書きがあるのは私は文脈としてわかりづらいのかなと。19条5項指定というのはあくまで地籍調査をやるつもりはない、結果としてそれと同等の測量成果が得られるというものを利用しようという枠組みの制度ですよ。ただ、この括弧書きのほうはそれ自体を目的化しているものなので、何か違う丸数字であらわしたほうがわかりやすいかなという気はしたんですけども、いかがですか。

【藤田国土調査企画官】 ③につきましては、民間等が実施する測量成果の活用という

ことで、広くは両方のことが読める表題だと思ってこういう形になってございます。ご指摘のことからすると、これはまたご相談させていただきますが、③の部分、自分たちは地籍調査の目的でやるのではない方々がつくられた測量成果の活用という部分と、むしろ自らが地籍調査をやるという部分に区分けをしていくという整理も必要なのかなと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。どうぞ、どのような観点からでも結構でございます。

【山脇委員】 今回の8ページの調査実施主体の民間への拡大というところなんですけれども、これについては14条地図を作成した区域の隣接周辺区域について民間の団体でやるということも可能かなと思われまので、この考え方自体は画期的でいいかなと感じました。

それともう1つ、6ページ、周知・啓発活動の強化のところなんです、たまたま私が見つけたものなんですけれども、これは下敷きなんですけれども、「地籍調査のすすめ」というのが書いてありまして、大阪府の環境農林水産部農政室整備課というところがつくったものなんです、測量の研修で何か配布されたということで、ちょっと知り合いの方が持っておられたものをいただいてきたんですけれども、こういうものはずっと目にしますので、広告も有効だとは思いますが、広告を切り取ってわざわざとっておくという人も少ないかなとも思いますので、何かずっと目にできるものをつくっていただくというのはすごくいいかなと思いました。

あとは市役所などに備えてある、よく広告が刷り込んである印鑑証明を入れる袋とか、地籍調査を今からやる、まだやっていないけれども、もうやろうとしているとか、やっている最中であるとかいう市町村では、とにかくあらゆることを広告の媒体にしてもらって、とにかく地籍調査という言葉と、それが大変市民にとってすごく有効なものであるということも数で頭に入れていただくというようなことがいいのかなと。これを見て私はおもしろいので、ちょっと漫画が入っていたりしてつい読んでしまうなと思っていいものだなと思いましたので、皆さんにこういうものが出ているということをご報告しておきます。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。もしよろしければ回覧していただけますか。ありがとうございます。そのほかいかがでございましょうか。どうぞ。

【小野沢委員】 都市部についてなんですけれども、全体を通して優先順位をつけることであるとか、官民境界が先行するとかというかなり踏み込んだ記載をしていただいて、

相当効果があるのではないかと思いますので、期待したいと思います。それと話題になっていた8ページなんですけれども、民間の活用という部分で、この報告書の中であまり詳しく書くということにはならないんだと思いますけれども、こういう考え方に基づいて、例えば民間の事業者なんかでも法定事業を行う等、事業が相当担保されている場合、民間事業者もできるようなことで少し柔軟に考えていただくと、より進むのではないかと考えられますが、これは意見でございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか、ご意見としてお伺いすればよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。じゃあ、私から1点なんです、先ほどの6ページ、周知・啓発活動の強化というところなんです、これは全体として行政に対する周知・啓発というトーンで書かれているんですが、一般市民への広報を通してこういう制度の重要性を知っていただいて、市民の方の力をバネにして行政に働きかける、そういうのが重要かと思うんですね。前回、紹介のあった大分県の新聞はまさにそういうことを言っているわけなんです、そういうニュアンスが若干読みづらんですが、何かその辺はご意見ございますか。

【藤田国土調査企画官】 すいません、若干読みづらくなっておるかもしれませんが、実はこの文章自体は最初のパラグラフは行政向けの周知・啓発活動ということなんですけれども、下のパラグラフはむしろ土地所有者の方とか住民とかそういうのをイメージして書いたつもりではございます。ただ、むしろ直截的には地籍調査への協力等ということになると、住民と書くよりは土地所有者等と書くほうが適切かなと思ってこういう書きぶりをさせていただいているところでございます。

【清水委員長】 なるほど。この2番目の段落の下半分ですが、「これに対応するため、未着手・休止市町村等の地域において、新聞広告や市町村の広報誌への掲載」となるんですが、広告を出す人はだれなのと、広報誌へ掲載する人はだれなのと問われると、どう答えられますか。

【藤田国土調査企画官】 ここにつきましては、前回ご説明いたしましたけれども、我々のほうで着手推進費というのも持っていて、そういうものを使って国が実施する部分もございまして、また市町村が地籍調査を実施する場合には啓発みたいな部分についても費用負担がございまして、そういった活動も含めてということで考えてございます。

【清水委員長】 未着手や休止市町村等への対応についてはというイメージですか。

【藤田国土調査企画官】 そういうことですね。

【清水委員長】 はい、ありがとうございます。そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ。

【阿子島委員】 土地分類調査についてです。4ページの真ん中辺ですが、書いてある精神はこのままでよろしいと思っていますが、表現上の問題についてです。「また、土地分類調査についても、国民のニーズや社会的要請に適切に対応する調査に重点化を図るべきである」の重点化という言葉ですが、選択してこれしかやらないという雰囲気もないわけでもない。新たなニーズに対応するということを強調していただいて、重点化の「化」というところをちょっと考えていただければと思います。しかもこの仕事はぜひ今後10年間で重点的にやっていただきたいと思っています。それが1点。

また6ページの上から7行目ほどですか、また、「近年では、GISへの活用の観点からも国土調査の重要性が増している」。このところが国土調査の重要性の目的がGISへの活用という文章になってしまっておりますので、このところを「国土調査の成果もGISに対応できるようにする」ほうに重点を置いた表現にさせていただいたほうがよろしいかと思えます。

それから、10ページ、下から6行目ほどのところの、「土地の安全性に関する調査内容の充実」ですが、①の下から2行目、「安全・安心な生活環境の確保や土地の効率的な利用が図られることが期待される」について。安全・安心な生活環境の確保はよろしいと思うのですが、「土地の効率的な利用が図られる」の辺がちょっと具体的に何を意味するのかが見えにくい。例えば土地利用を規制するとか、移転促進とか、そういうことを意味しているのか、そこまでは言えそうもないので、気持ちはわかりますが、この辺の表現について若干の工夫を。

【藤田国土調査企画官】 最終的な表現ぶりはまたご相談もさせていただきますけれども、4ページから今ご指摘の点についてコメントさせていただきますと、一応、国土調査事業十箇年計画というのは、ここにも書いてありますように、国土調査としてはいろいろやらなくてはいけないものがある中で、重点化を図っていくための計画だということだと認識してございまして、重点化という言葉をここでなくすのかどうかというのはまたちょっと検討させていただきますが、そういった意味からすると、ある程度は選択と集中的な話もせざるを得ないのではないかと考えている次第でございます。

続きまして、6ページでございますけれども、国土調査の成果をGISで使えるような形でというお話がございましたけれども、実は国土調査の成果というのはおおむねGISで使えるような形で今整備してございまして、むしろ国土調査が進まないこと自体がGISデータへの提供というところのネックになっているというふうにも考えてございまして、そういう意味からすると、例えばむしろ安全性調査もGISの形で出すというよりは、調査自体を進捗させるという意味合いからして、今のところは私としては、国土調査の重要性が増しているという書きぶりにさせていただいていたということでございます。ここに続きまして、また最終的な書きぶりをご相談させていただければと思います。

最後、10ページ目でございますけれども、(2)の①でございますけれども、土地の効率的な利用が図られるという部分でございます。これはご指摘のような例えば土地利用規制みたいなものを想定しているものではございませんで、むしろ安全性の情報を広く国民の方が利用していただくことによって、自らがその土地本来の自然条件に即したような形で利用していただくという意味で、そういう利用の形式が広まっていけば効率的な土地利用にもつながっていくんだろうという意味合いで書かせていただいているということでございます。

以上でございます。

【清水委員長】 よろしいでしょうか。

【阿子島委員】 すっきりとはしませんが、ご説明は承りました。

【清水委員長】 書きぶりが、特に2番目のGISなんかはよく言われるところで、GISそのものが目的化しているかのような文章は最近あって、それへの注意喚起的なこともあろうかと思いますが、GISで広くこういう調査の成果が利用可能になっているので、より一層その価値が注目されて、重要性も増しているということなんだと思うんですが、言われるように何か前は重要でなかったのが、GISだから重要なのかというふうにもとられかねないところがあって、要は書きぶりですよ。先生の言わんとするところは理解していただいたということかと思えます。ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。はい、お願いします。

【堤委員】 幾つかあるんですけども、まず4ページの十箇年計画の計画内容の見直しところで、国民にわかりやすいように「計画目標のアウトカム指標化を図り」と、これは表現がよくわかりません。検討小委員会でやるんだから、専門的な言葉もいいんでしょうけれども、国民にわかりやすいように提示するんだったら、例えばこれこれといったよ

うな形でアウトカム指標化を図るべきであって、面積とか地点数だけじゃなくて、こういう効果がありますという例示みたいなものを考えたほうが、もう少しいいんじゃないかと思ったんです。

それから、5ページの下の方に、19条5項をいわば民間による地籍整備と位置づけと、この民間による地籍整備というのと「調査実施主体の民間への拡大等についても検討を進めるべきである」というこの5ページのところと、さっきから議論になっている8ページのところが関係してくるわけで、これは別物なので、そういう方向で取りまとめ、意見が集約されておりましたけれども、7ページの民間等が実施する測量成果の活用というのと別立てで民間による地籍調査の実施の検討かなんか項目を立ててすると。その中で8ページのところですが、非常に表現がよくないと思うんだけど、土地改良区とか土地区画整理組合、森林組合等、民間団体とは言わないです。特別な法人に基づく特殊な法人で、固定資産税は非課税とかそういう団体なので、ここは別に一部民間と言わなくても、現在、地籍調査が行われているわけです、これはできるんですね。ところが、その下のほうはそれも進めていこうということをどこかで書けばいいと思うんです、土地改良区でももっとやってもらおうと。

それとは別で、ここでは「その他の民間団体でも」と書いてあるんです。これをまた「行政が指定等を行うことにより」、これは何の団体を考えているのかよくわからないので、それがさっきの山野目先生の意見と一緒になるんだけど、その下のパラグラフの一定の区域内の土地所有者等が同意をして、地籍調査組合という言葉が出ていましたけれども、非常にいい言葉だと思いますので、例えばとか仮称とかでもして、地籍調査組合とかなんかして、一定の区域内の土地所有者が一定の団体をつくって土地所有者等みずからが地籍調査を実施することを可能にする仕組みを検討すべきだと。これとその上の民間団体は関係あるんですか、同じことなのかよくわからないんです。つまり土地改良区とか現在できる団体以外に何を考えておられるんですか、ちょっとわからない。

それから、その下の「調査実施を行政に提案できる仕組み」というのもちょっとここは非常に意味があるのであれば、もう少し言葉をつけ加えられたほうがいいと思うんです。

それから、全体の構成は前の案よりも非常によくまとまっていると思うんですけれども、私もあまりだらだら書くよりも小見出しをつけたほうがいいんじゃないかと申し上げたので、大分ついているところもあるんですけれども、例えば、6ページの下の方官民境界を先行調査する手法の導入というところには、括弧して、期待される効果とか留意すべき事項

と書いてあるんですけれども、こういう書き方をされると、他のすべてのところについても本来は期待される効果、留意すべき事項となってくるような可能性もあるので、他の周知・啓発活動の強化に当たっては期待される効果、留意すべき事項と、これはあまりよくないなという感じがするんですけれども、できるだけ見出しをつけようということには努力されているんですけれども、もう少し何かされたら関係機関との連携の強化というものざっといっぱい書いておりますけれども、言うのは簡単でやるのは難しい、表現を整理するのは難しいと思うんですけれども、法務省や登記所との協力の強化、連携とかはいいんだけれども、その次を山村はどうやって書くのか、林野庁というのも生々しいし、そうかといって森林施業との連携というのも変だし、公共事業との連携とか、あるいは地方団体における連携とか、何かできればこちら辺ももう少し小見出しをつけていけば、連携強化ということが強く出るんじゃないかという感じがするんです。表現の問題ですけれども、以上です。

【清水委員長】 はい、ありがとうございます。いかがでしょうかね、事務局の方は。

【藤田国土調査企画官】 幾つかご指摘がございました。まず、4ページのアウトカム指標化という部分でございますけれども、若干趣旨がわかりにくいというご指摘がございまして、ここについてはもう少しわかりやすいような形で書けないか検討させていただきたいと思います。あと、ちょっと順不同になりますが、7ページの括弧書きの部分でございまして、今、丸の中にさらに小見出しがついているんですけれども、ここの整理についてもちょっと検討はさせていただきたいと思います。ただ、官民境界の話が、今回の中では一番大きな課題でもございましたので、その部分は若干ボリュームを持って書かせていただいたということではございます。

8ページの部分でございまして、調査実施主体の民間への拡大の部分、森林組合と一部の民間団体を書かなくてもいいんじゃないかというご指摘がございました。これは、ご指摘のとおりかもしれませんので、また検討させていただきます。

さらに、その後の民間団体のイメージがつかめないというご指摘が先ほどからございますけれども、今のところ、我々がイメージしてございますのが、例えば地域で、例えば足立区なんかでは、NPO法人で地籍調査を推進する団体みたいなものがあつたりします。そういった地籍調査の推進団体みたいなものが、例えば一般社団法人であつたり、NPO法人であつたりというような形で設立されているような、法人資格を持った者があつた場合には、そういった者について指定をするというようなことが想定されるのではないかと

いうふうに考えてございます。あと全体的な見出しにつきましては、先ほどご指摘がありましたように、特に関係行政機関等の連携のところの見出しのつけ方は正直言って難しいなと思っておりますけれども、まだちょっと全体的には検討させていただきたいと思えます。

【清水委員長】 1点、8ページの括弧書きのところで土地所有者等による取り組みのほうで、調査実施を行政に提案できる仕組みという、この話はどうですか。

【藤田国土調査企画官】 これにつきましては、まだこの部分の中長期的な課題ということなので、アイデアの段階ではございますけれども、例えば都市計画なり、最近、法律制度の中では住民提案制度という制度がございます。例えばこういうような都市計画を提案したいというような形で、都市計画決定に対して提案できるという仕組みがございますので、例えばその1つのアイデアとしては、地籍調査の実施に当たって都道府県が事業計画を策定いたしますので、その策定の際に提案できると。この地区を地籍調査をやってももらえないかというような提案ができるということも1つのアイデアではないかと考えてここに盛り込ませていただいております。

【清水委員長】 ただ、計画決定のほうは、都市計画決定の場合、通常の規制等、ああいう制度を一たん除外視して、自分たちの計画をという提案ですよ。これはもう素直にやってほしいという人がいて、何で素直にやってくれないのという問題ですよ。若干違うのかなという気もするんですけどね。

【藤田国土調査企画官】 その部分は精査が必要だと思っておりますので、なかなか難しいところではあると。

【清水委員長】 だから、そこの最初の括弧書きのNPO法人ですか、その他の民間団体というのと、あとは土地所有者等のこの集団の方々の定義が違うのかな。所有者だからこそやれるのか、NPO法人というのは所有者である必要がない人もメンバーなんだろうと思うんですけども、何かこのあたり、抜本的に整理をしないとわかりづらいつらいかなという気がしますので、よろしくをお願いします。

そのほかいかがでしょうか。

【久野委員】 いいでしょうか。

【清水委員長】 はい、お願いします。

【久野委員】 3ページですけれども、以上の問題点を踏まえて今後取り組むべき課題という形で、市町村の負担を軽減を図る必要があると。これは大変ありがたいことで、ぜ

ひそうしていただきたいということを思うんですけども、実質的には国が今、2分の1、県が4分の1、そして地元の町村が4分の1という形なんですけれども、私どものところが果たしてそれが当てはまるかどうかわかりませんが、早く進めるために地元という、いわゆる私どもは自治区ではなくて、行政区という呼び方をしているんですけども、そこがかなり負担をするわけですよ。ですから、そのことによってかなり早く進めることができるんですから、国が基本調査として実施する範囲を拡充するというこの辺のところがどういった形で拡充されるのかよくわかりませんが、ほんとうは100%国費でやっていただくのが一番いいわけですが、なかなかそんなぐあいにもいかないということだろうというふうには思いますが、少なくとも具体的にどのような実施する範囲を拡充ということを言っておられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

【清水委員長】 ありがとうございます。

【藤田国土調査企画官】 今のご質問につきましては予算とかもございますので、必ずしも確たることは申し上げられないんですけども、今のところ当方として想定しておりますのは、1つには、先ほど来申し上げた官民境界の調査がございます。それにつきまして、この報告書の中でも国として主導的な役割を果たすというようなことが記載されておりますけれども、特に進捗のおくれている都市部につきまして、その官民境界みたいなものを、例えば国の基本調査というような形でできないかというようなことが1つあるかと思っております。

あと、この報告書の中でもございますように、山村部につきましても境界の保全事業等の進捗がおくれているというようなご指摘もございますし、今、山村境界保全事業というのがございますけれども、そういったものの拡充なりというようなことも1つの課題かなというふうにご考えてございます。

【久野委員】 都市部と山村部分というのは、それぞれ難しい課題がたくさんあるということは承知しているつもりですけれども、この中にも書いてありますように、中部圏地域というのが非常におくれているということで、私のところも一番おくれているほうですから、あまり出てきてものを言える立場ではない、ちょっと恥ずかしい限りでありますけれども、低いところをもっと高めていくというふうな考え方も持っていただく。私どもも一生懸命でやっていきたいということは思っておりますけれども、そういった考え方もぜひ持っていただけたら、全体的にレベルアップしていくんじゃないかなという感じもしますけどね。

【藤田国土調査企画官】 ご指摘重々承知いたしました。それも含めていろいろ検討させていただきます。

【清水委員長】 ありがとうございます。このところ、3ページですけどね、同じところなんです、②の2行目ですが、「そのためには、国が基本調査として実施する範囲」という表現が、これは法律上の基本調査という基準点整備というイメージを持ってこの文章を読むと、その範囲という一体何なのかなというふうになるので、もうちょっとここも具体的に国がやれる部分の内容そのものを広げるというようなイメージがわかるような文章立てにすると、その後の官民先行調査の話とつながりやすいのかなという気がしたんですが、この辺の文言の問題ですけれども。

はい、あといかがでしょうか。じゃあ、あともう1点なんです、先ほどのご質問であった計画目標のアウトカム指標化なんですけど、アウトカム指標化に相当する今後の具体的方策というのはどこかに書かれているんですかね。

【藤田国土調査企画官】 アウトカム指標化はあくまで目標設定の観点でございますので、2の部分の主に目標設定のあり方みたいな部分の記述になっていまして、3の部分はむしろ具体的に実施する施策の内容ということでございますので、このアウトカム指標化の話についてはここのみの記載という形ですが。

【清水委員長】 じゃあ、これについては具体的な内容にはこの報告書で触れていないという理解でいいですか。そのほかいかがでしょう、どのような観点でも結構でございます。

それでは、もう1点申し上げますが、6ページの最初の行なんですけれども、国土調査成果の提供と利活用の促進ですが、「国土調査の成果は、インターネット等で情報が提供されているもの」と書いてあるんですが、これは多分読まれる方がそうだ、そうだと思う方と、えっと言われる方が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、別に全部が提供されているわけではないわけですよ。だから、このあたりもちょっと誤解のないようにしてもらいたいなと思うんですが。

【藤田国土調査企画官】 ただいまのご指摘でございますけれども、ご指摘を踏まえて修正を検討させていただきます。14ページをお開きいただきますと、土地分類調査の概要というのが別紙3で書いてございまして、その一番下の部分には提供している情報の内容、土地分類調査については、提供している情報の内容が揚げられていまして、そういうようなものについては提供されているという趣旨の書きぶりなりに……。

【清水委員長】 だから、分類調査のイメージでここは書いているなという感じがした
ものですからね。この内容としては国土調査全体の話を書かれている部分ですよ。

【藤田国土調査企画官】 はい。

【清水委員長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

大体、皆様からのご意見は出されたと理解して……。どうぞ、先生。

【阿子島委員】 あんまり小さいことで申し上げにくいですが、最後の14ページの一
番下の4行、ここに小見出しをつけていただいたらよいかと。ちょうど前の13ページで
すね、その中身は違うんですけども、⑤広報の充実等というところの形に対応します。

それから、13ページ、ちょうど真ん中辺に地籍図根三角測量という表現がありますが、
これでよろしいですかね。普通には図根点測量のほうが。

【藤田国土調査企画官】 2点ございました。1つ目の14ページの最後に小見出しを
というご指摘でございますけれども、一応、①から④は調査名になってございまして、ち
よっと形が違いますので、⑤という形はない、別の形での小見出しを検討させていただき
たいと思います。あと13ページでございますが、国土交通省令で地籍図根三角測量とい
う表現がございますので、これでよろしいかと思えます。

【清水委員長】 よろしいでしょうか。

【阿子島委員】 はい。

【清水委員長】 ありがとうございます。

あとは皆さんよろしいでしょうか、きょう最終回ですので。

じゃあ、きょうの議論を踏まえたと、文言的にもう少し検討をいただくという部分が
多いわけですが、1点、本格的な見直しが必要なのが8ページのところですね。民間団体
云々という話とか、土地所有者等による地籍調査ですかね、このあたりはあまりこれまで
十分議論してこなかった内容でもあるというふうに私は思っていて、このあたりだけ
はしっかり見直していただいて、疑義が出ないような形の文言を書きいただきたいと思います。
これについてはどうしますかね。今日あとは先生方、私にご一任をいただいと
いう形で閉める予定でありましたけれども、通常はそういうふうにさせていただくわけ
ですけども、この部分は私の判断では少し委員の皆様最終的に時間があまりないかもし
れませんが、1回メールか何かで配っていただいて、数日間の猶予的なものしか
ない可能性がありますけれども、ちょっと見ていただいたほうがいいかなという気はしてい
ますが、石川さん、よろしいですか。

【石川国土調査課長】 ええ、そういう……。

【清水委員長】 よろしいですか。時間的には余裕はございますか。

【石川国土調査課長】 まとまった段階で公表になりますので、まずは先生方、委員の皆様にご了解いただきたいと思っておりますので、そういう手続きでやらせていただきたいと思っております。

【清水委員長】 はい。お願いします。

【山野目委員】 今の8ページのところですが、委員長ご提案のとおりお進めいただくことでよろしいというふうに考えますとともに、委員長からご注意、ご確認があったように、8ページのテーマというのは、この委員会で必ずしも委員の間でディスカッションを交わすという仕方で議論をしてこなかったところではないかと感じます。ご提案のように慎重を期すということ自体はよろしいのですが、メールでのやりとりで個別の委員が事務局に言うと、ニュアンスの違うことをそれぞれ申し上げるような形にもなると考えます。それから、事務局からも、ここは中期ないし長期の方策のことを書いたものであるというふうなご説明もありました。

そこで、ご示唆のような手順で進めることに賛成であるとともに、あまり具体的に詰められていないこと自体について事務局を難ずるようなことで意見を申し上げるよりは、ここは夢がある話ですから、今回の報告書ではアバウトであること自体は構わないという気持ちで進めてはどうでしょうか。そこに概念の混乱があったり、誤解を一般に与えたりすることのないような記述に整理していただくことでもう十分で、細部はまた次なるステージがきっと用意されて、この魅力のあるご提案をもう少しきちんとした制度にしていきましょうねというふうな段階を追っていくのではないかと考えますから、そういうふうな仕方であると数日にわたり、各委員の先生方にお取り組みをいただければ非常に有益なのではないかというふうに感じます。

【清水委員長】 ありがとうございます。大変よいご意見をいただきました。

それでは、事務局で今日の議論を踏まえていただいて、修正をまずお願いしたいと思います。その結果を委員の先生方、皆さんメールでよろしいでしょうかね。メールで流していただいて、これはちょっと事務局の方、誤解しているんじゃないかというような根本的な問題があればご指摘をいただくと。そうでなければ長期的な目標、方針、考え方としてその内容をお認めいただくというような格好でこのあたりを処理したいと思います。その後、多分、ほんとうに数日ぐらいの期間になろうかと思いますが、見ていただいて、その

以降の最終報告書に向けての最終チェックは私にご一任をいただくということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そういう格好で最終報告書のほうの完成というふうにさせていただけようと思います。

それでは、予定の時間、まだ余裕があるんですけども、皆さんご意見をちょうだいできたということで、これで終わらせていただきたいと思います。計4回のこの小委員会でもございましたけれども、先生方、皆様のご支援、ご協力によりまして、無事大役を終えることができました。御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

【石川国土調査課長】 清水委員長には大変ありがとうございました。ただいまご議論いただきました報告書案につきましては、ご指摘を踏まえまして修正の上、再度、委員の皆様方に見ていただきましてご指摘をいただき、それを踏まえまして清水委員長に最終版ということでご確認いただいて、報告書とさせていただきます。また、でき上がりました報告書につきましては、後ほど、国土審議会の土地政策分科会企画部会で委員長からご報告をいただく予定となっております。また、でき上がりの報告書について、また委員長ご了解いただいた上で公表をさせていただきますと考えてございます。

最後、閉会に当たりまして原田土地・水資源局長からごあいさつを申し上げたいと思います。局長、よろしく願いいたします。

【原田土地・水資源局長】 それでは、一言、お礼のごあいさつをさせていただきます。

報告書自体は委員長一任になっておりますので、確定版、後日ということでございますが、今日実質的な最後のご議論をいただいたということでお礼のごあいさつを申し上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

清水委員長はじめ、各委員の皆様方には半年間、4回という極めて限られた時間の中で非常にご多忙の中ご無理を申し上げたわけですけども、非常に限られた時間の中で熱心にご議論いただきました。いろいろ今回報告書という形で、幅広く内容の濃いいろいろなご提言もいただいたというふうに思っております。改めて御礼を申し上げます。

これから、我々行政として対応していくわけですが、今回の皆様方のご議論に基づいて、法律、予算、あらゆる面について必要な施策を実施をしていきたいというふうに思っております。特に十箇年計画が21年度で切れます。我々は22年度から新しい十箇年計画をつくりたいというふうに思っておりますが、一方でこの種の長期計画を当然のごとく延長

してやっていくことについては、いろいろな意味での批判もございます。我々としては今回の、今日のご提言も踏まえて、今までの取り組みについて必要な検証も行い、効果も十分見きわめながら必要な見直しを行ってぜひ次期十箇年計画につなげていきたいというふうに思っております。

何より大切なのは私も私事で恐縮でございますが、このポストについて初めて国土調査のことを詳しくお勉強させていただき、知ったということございまして、公共事業あるいは都市計画を30年以上やっておきながらこういう状況でございますので、何より大切なのは、国土調査の重要性というのを幅広く世の中の方々にご認識していただくという息の長い取り組み、十箇年計画をつくるということ以上に大切なはおそらくそういったことではないかなというふうに思っておりますので、新しい十箇年計画の策定と合わせてこういった周知徹底というんでしょうか、そういったことにもあわせて取り組んでいきたいと思っております。

土地政策の課題はいろいろありますが、来年度にかけては、この国土調査の問題を最重点課題として取り組んでいきたいと思っております。そういった決意と引き続き委員の皆様方のいろいろな意味でのご指導、ご支援をお願いいたしまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【石川国土調査課長】 それでは、以上をもちましてすべての審議は終了いたしました。ご熱心なご審議をいただきまして大変ありがとうございました。なお、本日お配りしました資料につきましては、お席に置いていただきましたら、後ほど事務局からお送りしたいと思います。大変きょうはありがとうございました。

— 了 —